



文部科学省

令和5年 監事研修会

学校法人制度の概要及び 私立学校法の改正について

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

課長補佐 片見 悟史

1 学校法人制度の概要

学校法人に関する主な法律等について

私立学校法

▶ 学校法人の設立、管理運営等

私立学校振興助成法

▶ 私立大学の経常的経費の補助等

寄附行為審査基準

学校法人会計基準

教育基本法

▶ 教育の目的及び理念等

学校教育法

▶ 学校制度の基本を定めたもの

大学設置基準
短期大学設置基準
大学院設置基準
等

法人組織・会計・補助金
等について規律

学校法人

大学

短大

高校

専修学校

⋮

学校の組織・教育の在り方等を規律

◎ 私立学校法（昭和24年法律第270号）

（この法律の目的）

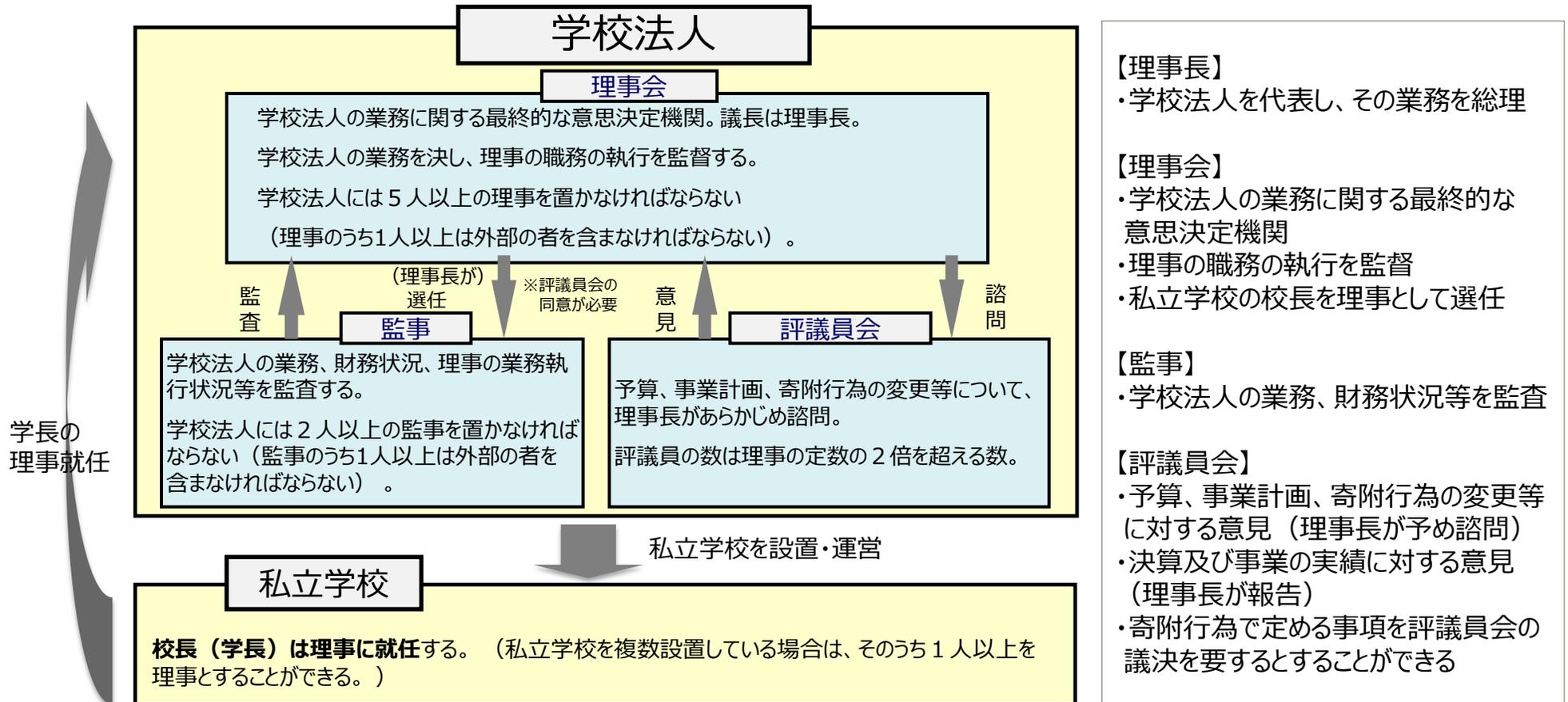
第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（学校法人の責務）

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

学校法人の仕組み

- 学校法人の業務に関する**最高意思決定機関は、合議制機関である理事会**。**理事長**は、**寄附行為の定めるところにより選任**され、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍を超える数で組織され**、学校法人の**職員や卒業生等が評議員に選任**される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- **設置する学校の学長のうち1人以上は、学校法人の理事として経営に参画**する。



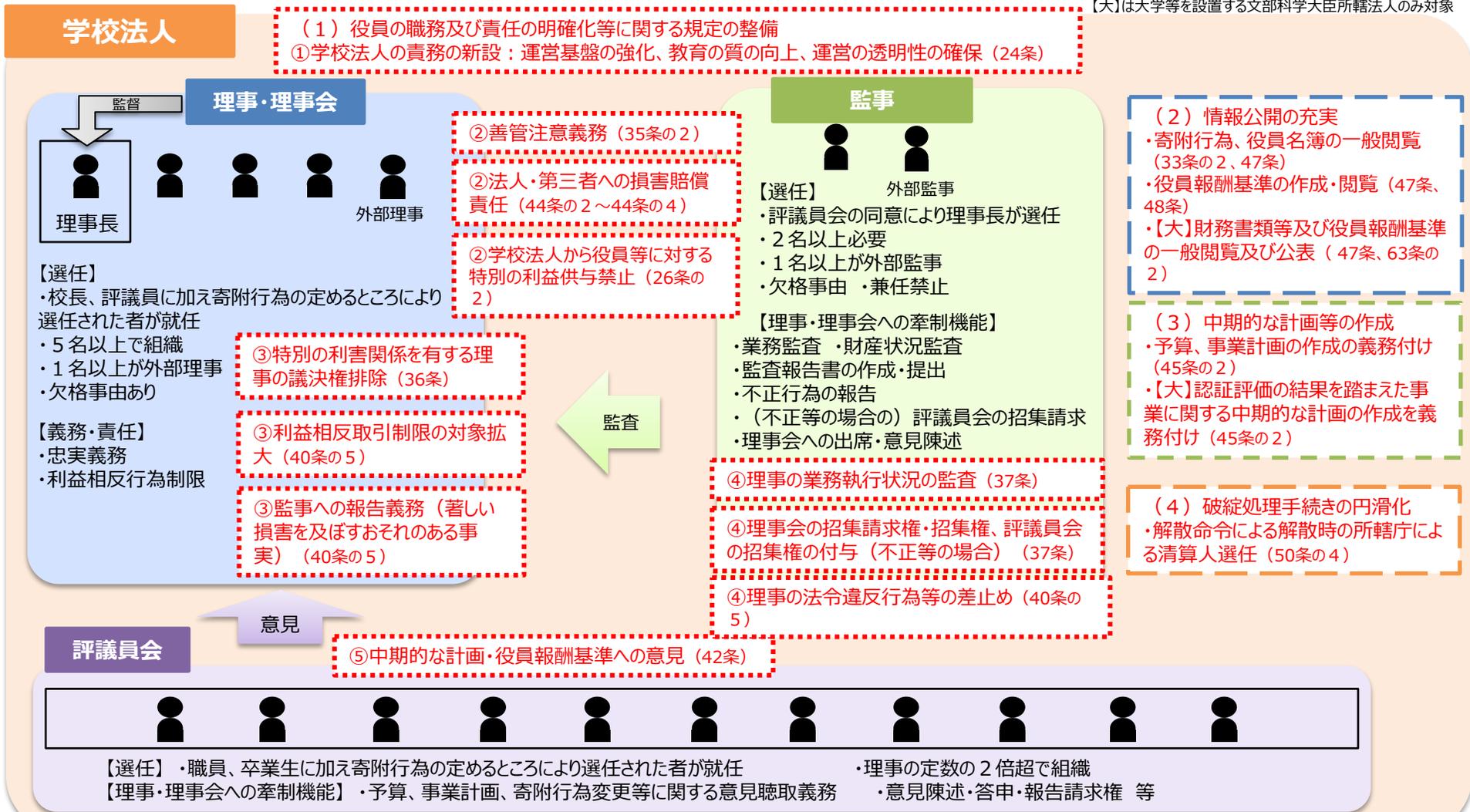
令和元年私立学校法の改正について（概要）

令和2年4月1日施行

改正事項

- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**
 ①学校法人の責務の新設 ②役員責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】** (3) 中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】**
 (4) 破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】** 等

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象



参考：監事の職務等に関する規定

○私立学校法

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

(役員職務等)

第三十七条 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 理事の業務執行の状況を監査すること。

四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(役員選任)

第三十八条 (略)

4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。

8 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者

二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(役員兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(役員補充)

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

○私立学校法第四十条の五による一般社団法人及び財団法人に関する法律の読替え

(監事による理事の行為の差止め)

第百三条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 私立学校法の改正について

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手續等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

3. その他

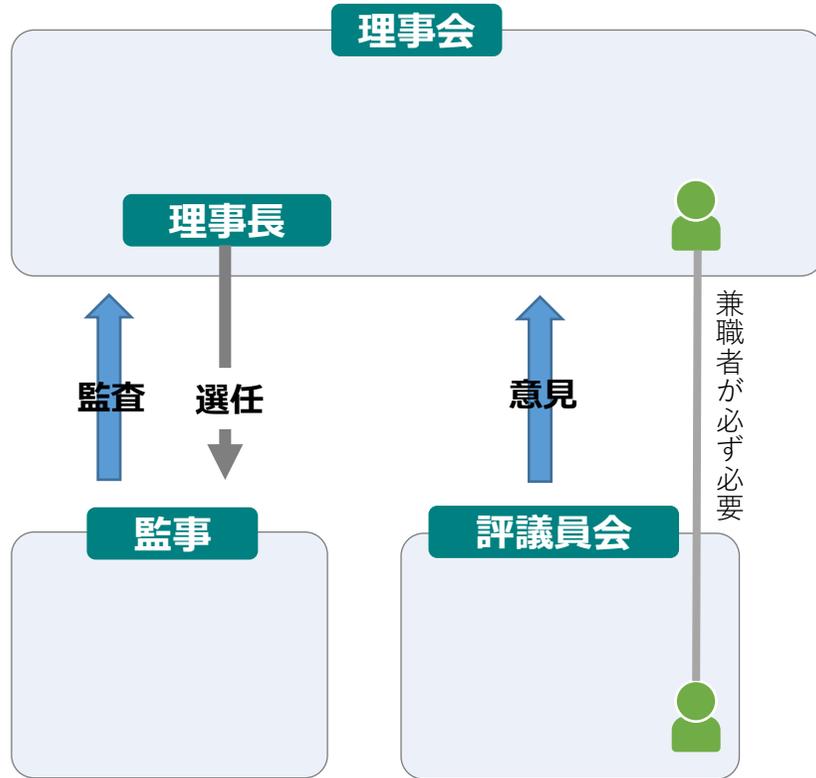
- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

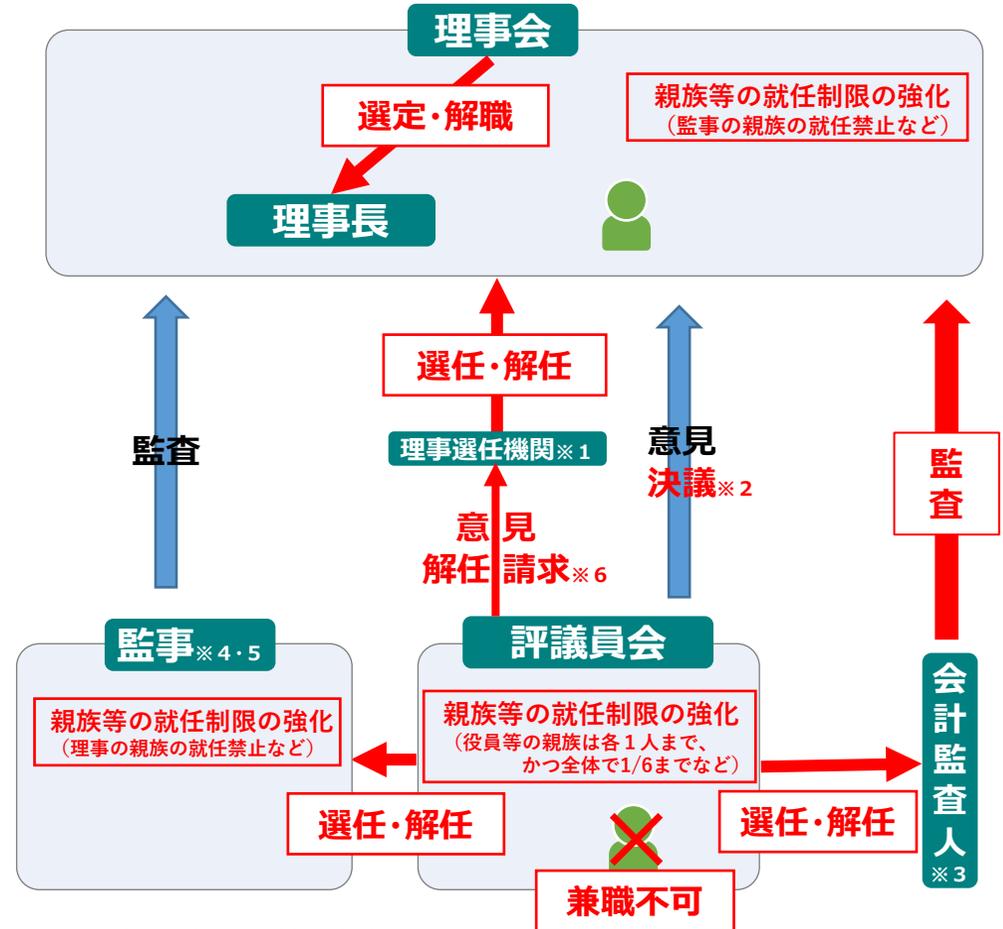
令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント

現行



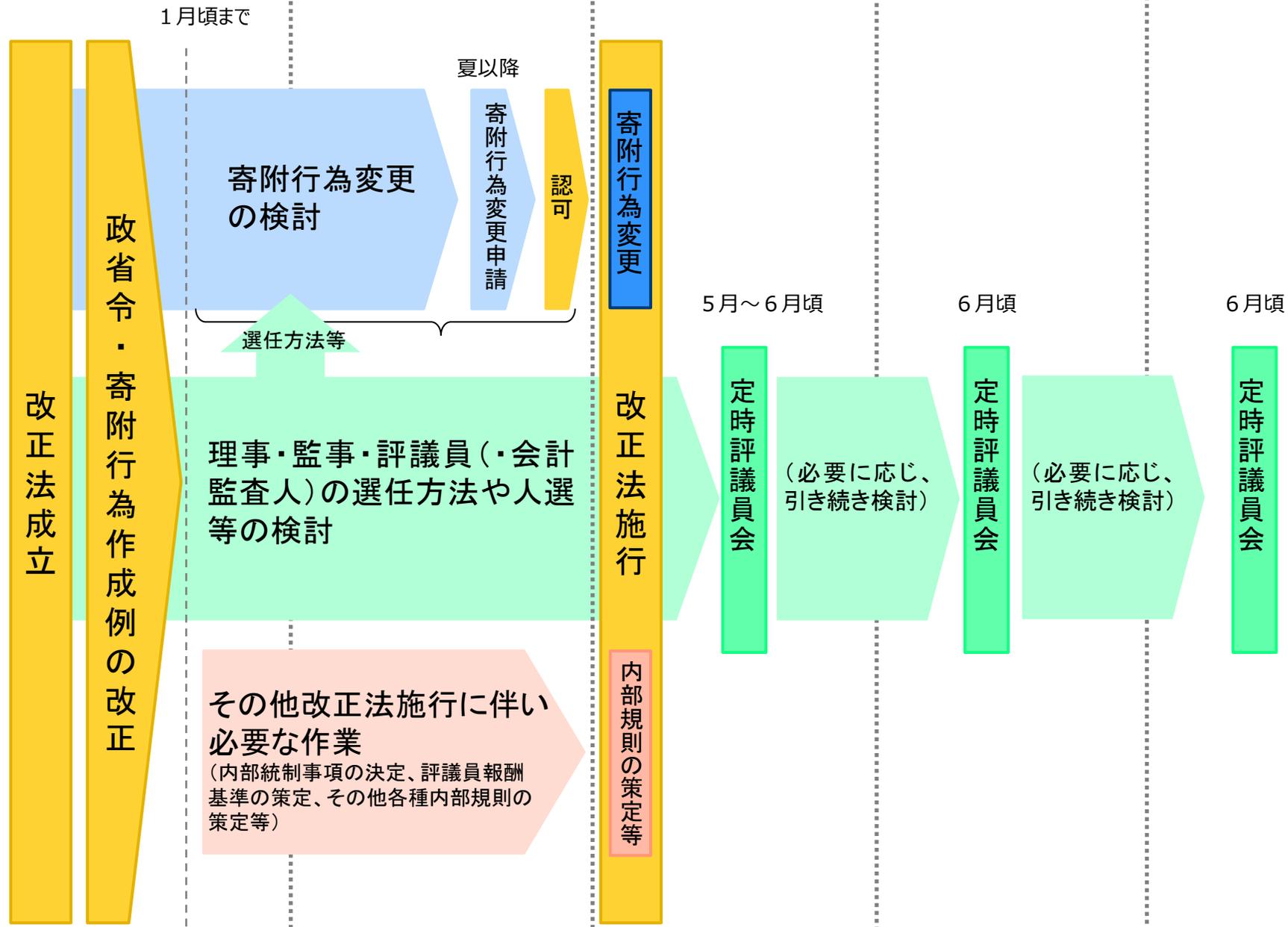
改正後



- ※ 1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※ 2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※ 3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※ 4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※ 5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※ 6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

私立学校法改正全体スケジュール

令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度



私立学校法改正に係る基本的な考え方

1. ガバナンス改革の目的

ガバナンス改革は、学校法人自らが主体性をもって行わなければならない。

ガバナンス改革は「手段」にすぎず、それ自体が「目的」ではない。

ガバナンス改革は、私学助成や基金などの他の政策手段とあいまって、私立学校の教育・研究の質を向上させるための1つの手段である。

2. 理事会と評議員会の権限関係

今回の改正では、「意思決定機関」は理事会であり、評議員会は「諮問機関」という基本的な枠組みは維持する。

その上で、評議員会等による理事会等に対するチェック機能を高めることとしている。

3. 「対立」ではなく「協働」

今回の改正においては、執行(理事会)と監視・監督(評議員等)の役割を分離することを基本的な考えとしているが、理事会と評議員会が対立してしまうことは望ましくない。

理事会と評議員会が相互にけん制しあいながらも、建設的に協力し、時には議論しあい、充実した納得感のある学校法人運営を目指すものである。

4. 不祥事を防止する複層的な仕組み

今回の改正では、不祥事を防止する仕組みとして、人事上の仕組みのほか、不正等の防止や緊急措置の仕組みを整備している。

人事は適材適所の観点から、不正等の防止は危機管理の観点から、それぞれ運用されることとなる。

監事の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	現行	改正後
監事	基本的資格	なし
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査 ②監査報告の作成 ③不正行為等の理事会等への報告 ④理事会、評議員会の招集の請求 ⑤理事の不正行為等の差止め ⑥理事会への出席、意見
	定数	2人以上
	任期	寄附行為の定めるところ
	選解任方法	評議員会の同意を得て理事長が選任
	主な構成の要件	①理事、評議員、学校法人の職員との兼職禁止 ②理事親族の就任禁止（通知事項）
	その他	
		<u>学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者（45Ⅰ）</u> ①～⑤は現行と同様（52①、53Ⅰ、56Ⅰ・Ⅱ、57、58Ⅰ） ⑥理事会、評議員会への出席、意見（55） ⑦理事が評議員会に提出しようとする議案等の調査（54） ※子法人に対する調査権を明記（53Ⅱ）
		2人以上（18Ⅲ）
		寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）（47Ⅰ）
		評議員会の決議（45Ⅰ、48Ⅰ）
		①理事、評議員、学校法人の職員、子法人役員（監事、監査役等を除く）、子法人職員との兼職禁止（31Ⅲ、46Ⅱ） ②1人以上の理事、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（46Ⅲ）
		一定の要件に該当する大臣所轄学校法人等においては、常勤監事の選定義務化（145Ⅰ）

会計監査人と監事の連携

会計監査人

- ・理事等の重大な不正行為等の監事への報告(87)
- ・会計監査報告の通知(86Ⅱ)
- ・会計監査人の職務の遂行に関する事項の通知(省令で規定予定)

- ・会計監査に関する報告請求(87)
- ・緊急時における会計監査人の解任(83Ⅱ)

監事

【監事の会計監査人に関する職務】

- ・会計監査人解任の評議員会での報告(83Ⅲ)
- ・会計監査人の選解任、不再任議案の内容の決定(84)
- ・一時会計監査人の選任(85)
- ・会計監査人の報酬同意(87)
- ・会計監査人の監査の方法又は結果の相当性判断(省令で規定予定)

※監査における会計監査人と監事の具体的な連携方法については省令等で定める予定。

計算書類に関する責任関係

理事等の責任

学校法人会計基準に準拠して計算書類を作成し、学校法人の経営の状況及び財政状態を適正に表示すること。

会計監査人の責任

独立した立場で会計監査を実施し、計算書類に全体として不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて監査意見を表明すること（※）。

計算書類

監事の責任

学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視すること。また、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断すること（※）。

※監事及び会計監査人の監査意見の内容については省令等で定める予定。

文部科学省HP：私立学校法の改正について（令和5年改正）

文部科学省HPに改正内容に関する説明動画・資料を掲載しました。

令和5年通常国会において成立した「私立学校法の一部を改正する法律」の内容について理解を深めていただくため、**文部科学省ホームページに説明動画及び資料を掲載**しました。Q&Aについては、掲載している「私立学校法の改正に関する説明資料」の「2.個別条文解説」に掲載しております。

また、問い合わせ窓口として「**私立学校法の改正に関するお問合せフォーム**」を開設しておりますので、ご質問等があれば、そちらからお送りください。

私立学校法の改正 文部科学省

検索

▶説明動画・資料を掲載しているページ(※)はこちら ↓ ※私立学校法の改正について（令和5年改正）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→



▶私立学校法の改正に関するお問合せフォームのURLはこちら ↓

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJJkjbwPnpL7H5LHdc2UIOkXPxBnMKJsFUQzRFRVQ5NVJVUU9VMVVBTENPMEZEMzVRUy4u>

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→

